

広島県公営企業管理規程第七号

広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年四月一日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

広島県公営企業事務委任規程の一部を改正する規程

広島県公営企業事務委任規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第六号から第八号まで」を「第五号の二から第六号の四まで」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）第六条第二項の規定による職員の休憩時間の短縮

第三条第六号の二中「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）」を「勤務時間等条例」に、「深夜における勤務の制限の承認」を「深夜勤務及び時間外勤務の制限」に改め、同号を同条第六号の三とし、同条第六号の三の前に次の一号を加える。

六の二 勤務時間等条例第八条の規定による育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認

第三条第六号の三の次に次の一号を加える。

六の四 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条の規定による所属職員の部分休業の承認及び取消し

第三条第七号及び第八号を次のように改める。

七及び八 削除

附 則

この規程は、公布の日から施行する。